



保育園等の適正利用

にご協力ください



保育園等（認定こども園，認可保育園及び小規模認可保育）は，就労や疾病などにより，ご家庭での保育が困難なお子様を，保護者の方に代わって保育する場所です。

ご家庭で保育ができるときは，お子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

ご家族で会話をしたり，スキンシップをとったりすることで，基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につき，お子様の心や情緒の安定につながります。

ご家庭と保育園等が連携し，お子様の育ちを支えていきましょう。

保護者の方をお願いしたいこと

- 欠席する場合はお子様の安全確認のため，必ず保育園等にご連絡ください。
- 原則，認定された保育要件以外の事由では利用できません。
- また，認定された保育必要量に応じた利用時間であっても，ご家庭で保育が可能なきときは早めのお迎え等にご協力ください。
- **お困りの際は園までご相談ください。各家庭の状況に応じて対応を検討します。**
- **送迎時のマナーについて，他の利用者や近隣のかたのご迷惑にならないよう，自転車や自動車は所定の場所に停めてください。**

保育園等の利用に関する皆さまからの疑問にお答えします。



仕事帰りに買い物をしてから，お迎えに行ってもいいですか？

⇒ 保育の利用時間は「就労時間＋通勤時間」となりますので，お子様をお迎えした後に，お買い物に行くようお願いします。

★裏面でも皆さまの疑問にお答えしています。





土曜日などに上の子の行事に参加するので、下の子を保育園等に預けてもいいですか？

⇒ 認定された保育要件以外の事由での利用となりますので、原則できません。

やむを得ない状況等が発生した場合は、保育園等にご相談ください。



仕事が休みの日でも、子どもを保育園等に預けてもいいですか？

⇒ 認定された保育要件以外の事由での利用となりますので、原則できません。
保護者の方の通院や家庭での育児に疲れたなどの場合は、例外的に、保育園等を利用することができます。

また、3歳児クラス以降については、お休みの日はご家庭での保育を基本としたうえで集団生活を通して社会性を育む観点から、例外的に、日中の時間帯の保育園等の利用が可能です。お子様の体調や情緒を考慮した上で、保育園等にご相談ください。

なお、例外的な利用の際は、保育短時間内（概ね平日9時から16時まで）の利用にご協力ください。



保育料を支払っているのに、いつでも保育園等を使ってもいいのではありませんか？

⇒ 0～2歳児の保護者のかたには、保育料を納めていただいておりますが、保育園等の運営に必要な費用の約9割は税金で賄われています。

原則、認定された保育要件での利用にご理解をお願いします。



現在、下の子の育休中で上の子を保育園等に預けています。どのように利用すればいいですか？

⇒ 認定された時間で保育園等を利用できますが、可能な範囲での早めのお迎え等で、上のお子様と一緒に過ごす時間を積極的に作ることを心がけましょう。

個々の家庭により、さまざまな事情があることは承知していますが、一人でも多くのご家庭が必要な時に保育の利用ができるよう、

可能な限りのご協力をお願いします。柏市は、保護者の皆さまと保育園等が支えあい、お子様の豊かな心を育てていきたいと考えています。

令和6年10月

柏市こども部保育運営課

04-7128-5517

